

議案第3号

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年6月3日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮した選挙執行地方公共団体委託費における単価等が示されたことを踏まえ、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、外部立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年
富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

「

10,800	12,200
12,800 (ただし、従事した時間 数が13時間未満の場合 は、12,800円に当該従事 時間を13で除して得た数 を乗じて得た額（1円未 満を切り捨てた額）とす る。)	14,500 (ただし、従事した時間 数が13時間未満の場合 は、14,500円に当該従事 時間を13で除して得た数 を乗じて得た額（1円未 満を切り捨てた額）とす る。)
11,300 (ただし、従事した時間 数が11.5時間未満の場合 は、11,300円に当該従事 時間を11.5で除して得た 数を乗じて得た額（1円 未満を切り捨てた額）と する。)	12,800 (ただし、従事した時間 数が11.5時間未満の場合 は、12,800円に当該従事 時間を11.5で除して得た 数を乗じて得た額（1円 未満を切り捨てた額）と する。)
10,800	12,200
10,900 (ただし、立会時間数が 13時間未満の場合は、 10,900円に当該立会時間 数を13で除して得た数を	12,400 (ただし、立会時間数が 13時間未満の場合は、 12,400円に当該立会時間 数を13で除して得た数を

乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)	乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)
9,600 (ただし、立会時間数が11.5時間未満の場合は、9,600円に当該立会時間数を11.5で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)	10,900 (ただし、立会時間数が11.5時間未満の場合は、10,900円に当該立会時間数を11.5で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)
10,900 (ただし、立会時間数が7時間以内の場合は、10,900円に当該立会時間数（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数）を8.5で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)	12,400 (ただし、立会時間数が7時間以内の場合は、12,400円に当該立会時間数（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間数）を8.5で除して得た数を乗じて得た額（1円未満を切り捨てた額）とする。)
8,900	10,100
8,900	10,100

」を

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。